

① ② 訪問介護費に関する改正

	現行		改正案	
身体介護 中心			20分未満 (★利用条件あり)	170単位
	30分未満	254単位	20分以上30分未満	254単位
	30分以上1時間 未満	402単位	30分以上1時間未満	402単位
	1時間以上の場合、584単位に 所要時間から計算して所要時 間30分増すごとに83単位を加 算した単位数		1時間以上の場合、584単位に所要時間 1時間から計算して所要時間1時間増す ごとに83単位を加算した単位数	
生活介助 中心	30分以上1時間 未満	229単位	20分以上45分未満	190単位
	1時間以上	291単位	45分以上	235単位

★ 20分未満の身体介護 の適用について

サービス提供	時間帯	適用条件
夜間 早朝 深夜	(午後6時～午後10時) (午前6時～午前8時) (午後10時～午前6時)	特になし
日中	(午前6時～午後10時)	<p>※以下、＜事業者・利用者＞すべての条件に適合する場合</p> <p>＜事業者に関する条件＞ 次のいずれにも該当する場合</p> <p>イ 深夜(午後10時から午前6時までの時間をいう。)を除く時間帯を営業日及び営業時間として定めていること。</p> <p>ロ 利用者又はその家族等から電話等による連絡があった場合に、常時対応できる体制にあること。</p> <p>ハ 指定訪問介護事業者が次のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受けかつ、一体的に事業を実施していること。</p> <p>(2) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受けようとする計画を策定していること。</p> <p>＜利用者に関する条件＞ 次のいずれにも該当する場合</p> <p>イ 要介護3以上で身体機能の低下により屋内での生活介護を必要とする者</p> <p>ロ 居宅介護支援事業所の介護支援専門員が開催するサービス担当者会議において、概ね1週間のうち5日以上、所要時間が20分未満の指定訪問介護の提供が必要であると認められた利用者</p>

③（訪問介護） サービス提供責任者について

利用者の数が40人又はその端数を増す毎に1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。
※上記の利用者の数は、前3月の平均値（新規指定の場合は推定数）によることとする（平成25年3月末までは従前の配置で可。）

サービス提供責任者（従前の配置）

《資格要件》

1. 介護福祉士
2. 訪問介護員養成研修1級課程の修了者
3. 訪問介護員養成研修2級課程の修了者で、実務経験（資格の取得の前後、勤務した事業所の数は問わず）が3年以上かつ実働日数540日の者
訪問介護サービス提供責任者は、訪問介護事業所の管理者以外は兼務できません。

《配置基準》

1. 事業所の月間延べサービス提供時間が概ね450時間、又はその端数を増す毎に1人以上の配置が必要です。
2. 事業所の訪問介護員等の数が10人、又はその端数を増す毎に1人以上の配置が必要です。
3. 上記基準両方に該当する場合、増員する必要があります。

※2級ヘルパーの場合は、10%の減算あり。（★今回の改正★）

（ただし、H25年3月31日までに介護福祉士の資格取得または実務者研修、介護職員基礎研修もしくは1級ヘルパー研修の終了が確実に見込まれる旨を都道府県に届け出している場合は減算を行わない。）

※減算に関する算定については、6頁目の「指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造」でご確認ください。

④ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の創設

※一体型事業所・連携型事業所 同額

	介護のみ	介護・看護	※介護報酬限度額
要介護1	6,670単位	9,270単位	16,580単位
要介護2	11,120単位	13,920単位	19,480単位
要介護3	17,800単位	20,720単位	26,750単位
要介護4	22,250単位	25,310単位	30,600単位
要介護5	26,700単位	30,450単位	35,830単位

⑤ 集合住宅への減算について

以下の場合が減算の対象となります。

訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物(養護老人ホーム、軽費老人ホーム・有料老人ホームサービス付き高齢者向け住宅、高齢者住まい法改正前の高齢者専用賃貸住宅)に居住する利用者に対し訪問介護を行った場合は、**所定単位数の10%の減算**をする。

ただし、前年度の一月当たり実利用者(訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する者)の数が**三十人以上**の指定訪問介護事業所であること。

※減算に関する算定については、6頁目の「指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造」でご確認ください。

I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

1 訪問介護費

基本部分		注 身体介護の(2)～(4)に引き続き生活援助を行った場合	注 2級サービス提供責任者を配置している場合(※)	注 事業所と同一の建物に居住する利用者30人以上にサービスを行う場合	注 2人の訪問介護員等による場合	注 夜間若しくは早朝の場合又は深夜の場合	注 特定事業所加算	注 特別地域訪問介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 緊急時訪問介護加算
イ 身体介護	(1) 20分未満 (170単位)	所要時間が20分から起算して25分を増すごとに+70単位(210単位を限度)	×90/100	×90/100	×200/100	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	特定事業所加算(Ⅰ) +20/100 特定事業所加算(Ⅱ) +10/100 特定事業所加算(Ⅲ) +10/100	+15/100	+10/100	+5/100	1回につき +100単位
	(2) 20分以上30分未満 (254単位)										
	(3) 30分以上1時間未満 (402単位)										
	(4) 1時間以上 (584単位に30分を増すごとに+83単位)										
ロ 生活援助	(1) 20分以上45分未満 (190単位)										
	(2) 45分以上 (235単位)										
ハ 通院等乗降介助 (1回につき 100単位)											
ニ 初回加算 (1月につき +200単位)											
ホ 生活機能向上連携加算 (1月につき +100単位)											
ヘ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×40/1000)	注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計									
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×40/1000×90/100)										
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×40/1000×80/100)										

：特別地域訪問介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 ※平成24年3月31日時点で、現にサービス提供責任者として従事する2級訪問介護員が、平成25年3月31日までに介護福祉士の資格取得又は実務者研修、介護職員基礎研修若しくは1級訪問介護員研修を修了することが確実に見込まれる旨を都道府県に届け出ている場合は、平成25年3月31日までの間、当該サービス提供責任者が従事する指定訪問介護事業所に対する減算を行わない。

※資料：厚生労働省 介護報酬の算定構造(案)・介護給付費算定に係る体制等一覧表 より